

質問をいたしませんが、しかし同じ時期に同じような法案が出ておるから次には必ず質問をされることはわかつてあるのですから、あまりおかしな答弁をされるとあとでお困りになるだろうと思う。百貨店法を出されたときはなぜこれを入れないかと言うと、いやこれは独禁法の範囲だ。独禁法でやるからこれは入れなくてもいいのだ、こうお逃げになつておる。そうすると下請代金の方の法律は、これは独禁法のいわば補完的な法律ですから同じようなことが書いてある。だから矛盾しておるから、もう質問があることはわかつておりますので、十分御考慮あつて一つ答弁をしてもらいたい。それ以上に、法案を提出するときはやはりそういう関連も考えて法案の提出をなさることを希望いたしまして、私は次の質問に移ります。

おのずから注文を出す方の、委託をする方の側のいろいろな条件がございまして、その意向に基いて製造なり修理が行われるというところに一つの特徴が見られるものと思います。それ以上に特別な意味はないようになります。
○多賀谷委員 委託というのはどういう意味なんですか。法律的に委託という言葉はどういうように使うわけですか。
○横田政府委員 要するに製造なり修理を頼むという関係でござります。
○多賀谷委員 そうしますと、この委託というのは、法律上は請負に入るわけですか。
○横田政府委員 大体請負とお考えいただいてよろしうございますが、ただ御承知のように民法の請負あるいは売買契約、あるいはその中間に製作物の製造委託、製作を委託するという、ドイツ語のウエルク・リーフェルングス・フェルト・トラーゲで、これは学者もいろいろ委託になるか売買になるかとどういうことを論じておりますが、この法案では今申しましたウエルク・リーフェルングス・フェルト・トラーゲというものはもちろん入るわけでございます。単純なる売買より多少違つたものが含まれておりますのは、みなこちらに入るというふうに考えております。
○多賀谷委員 実は民法の請負には委託という文句は使つてなくて、民法の委任の項に委託という文句を使っておられます。もちろん委託という文句はこの法律以外にも日本の法律にはいろいろ出てきておりますけれども、きわめて範囲をはつきりしなければならぬ、概念をはつきりしなければならぬ場合の文

句でありますから、私はあえて聞いておるわけです。普通委託と言われておりましても、その委託という概念はばくとしておって、何も委託という定義を吟味する必要のない場合ならあまり文句を言いませんけれども、この場合にはいわゆる脱法の行為もできますし、あるいはその下請というものがどういうものだという概念をきめる場合に委託ということがきわめて重要なことでありますので、あえて聞いておるわけです。そこで、民法の請負の項には委託という文句は使ってなくて、委任の項に委託という文句を使っておる。そういうわけで、この委託という文句はきわめて間違いやしい文句である、従つてこの場合に使うときには、あるいは誤解を受けるのじやなかろうか、こういう危惧を持つのですか、もう少し明確にお答え願いたい。

○横田政府委員 あるいは他の言葉でもう少し適當なものがございますれば、それでもいいわけでございますが、私どもは一応研究をいたしまして、普通委託という言葉は使われておることでござりますし、大体これで十分わかるのじやないかということでおこの言葉を用いたわけでございます。もちろんこの定義のところは非常にできがいいと自慢するほどのものではございませんが、法制局でも非常にこまかく練つてもらいまして、法制局の意向が相当これに入つておるわけでございます。

○多賀谷委員 形式的に言いますと、あるいは売買というような場合になるかもしれないけれども、対取引においてこの売買のうちで納める方の側はきわめて自主性が乏しい。そして相手方

い、こういうような場合にはやはり下請に見ていただきたい。單にこれは形式的に売買であるとか請負であるとかいうことでなくて、法の精神からいうと、一方の納入を受ける方の側はきわめて経済的に有利な立場である。一方納める方は弱者の立場にある、こういう実体的な事実関係の上に立つてこの法律というものが今提案されておるのだろうと私は思うのです。そこで私はもう少し実体的なそういう関係を入れる必要があるのでなかろうか、こういうふうに考えるわけですが、委員長はどういうふうにお考えですか。

たが、私どもは融通性のあるなしといふことは、それほど規定の上では、もちろん表には出ておりませんことになりますし、それまではつきりしたふうでなくいいといふふうに考えておられます。单にできておりますものを、注文して買うというような普通の純然たる売買契約というものまで、これで規律して参りますと、相当範囲が広まって参りますので、そこまでは少いどうかということで、大体製造委託修理委託の実質を備えておる、かりに契約上は脱法的に売買というようななだ前を契約書にうたいましても、そういうことはとらわれずに、実質をもつて判定して参りたい、こういうふうに考えております。

体昨日も申し上げましたように、今までの経験から考えまして、大体この辺で今問題にされております下請問題の大部分と申しますか、ほとんどの部分が救済せられるというふうに考えまして、一応この線が引かれたわけですが、これをこえるあるいはこれに達しませんものにつきましては、表向きはこの法律の適用はないということになるわけございます。

○多賀谷委員 先ほどの下請の概念とは違うのですが、この場合、表向きとは違うのですが、この場合、表向きといふが、裏口があるのですか。この法

律は、いかに彈力的に運用しようと思つても、どうにも彈力性を持つわけ

には違ひのようです。どうですか。

○横田政府委員 それはだんだんこま

かく申し上げますと、現在いろいろ

やつておりますことは、実はこの法律

がございませんので、裏に独占禁止法

を持っておりまして、実際上の取扱い

としまして大体この法律のねらつてお

るようなことをやつているわけがあり

ます。もちろんそこには帳簿を備えさ

せるとか、あるいは文書を交付させる

とか、そういうことはなかなかはつき

りしないわけではございますが、要す

るに勧告と実施と、同じことは今まで

やつておるわけであります。そういう

程度のことは今後もあるとはこの

法律の定義にぴったりとはならないも

のにつきましても、その程度のことは

もちろんできるわけでござりますし、

われわれもそういうものは少いと思ひ

ますが、ありますればやるつもりでお

ります。さらにそういうものの中で、

きわめてもし悪質のものがあるといった

しますれば、やはりそこには独禁法

が、この法案の裏には常に独禁法が潜

在的にあるのであるということを昨日申し上げましたが、この独禁法を発動させると、いうような場合もあるいはあります。これを考えております下請問題の大部分と申しますか、ほとんどの部分が、この法律の適用はないということになるわけございます。

○多賀谷委員 そういたしますと、この法律についてはこの法律でいくけれども、そのほかの下請関係においては

か。独禁法の中で千万円以上の親企業者と千万円以下の下請業者との間の不

当取引についてはこの法律でいくけれども、そのほかの下請関係においては

非正常な不当な取引が行われた場合には

独禁法でいく、こういうように理解してよろしいですか。

○横田政府委員 最後にそないうことになるわけであります。

○多賀谷委員 最後には、というのではなくて、やはり最後でなくともそういう

ようないくのだろうと思うのです。

○横田政府委員 最後にそないうことになるわけであります。

○多賀谷委員 最後にそないうことになります。

○横田政府委員 最後にそないうことになります。

○多賀谷委員 なにかかわらずかしい解

釈をなさっているようですが、私はむ

ろ、支払う支払わないというのは、

次に私は質問しておきますが、「下

請代金を遅滞なく支払わないこと」す

なわち第四条の第二号であります。

この下請代金というのはどういうこと

であるか、それから下請代金を遅滞な

く支払わない、こういうのはどういうこと

であるか、手形はいつ支払われるか、これがお聞かせ願いたい。

○横田政府委員 「下請代金」は二条の五項で一応の定義が掲げてございまして、要するに「親事業者が製造委託又

は修理委託をした場合に下請事業者の給付に対し支払うべき代金」ということになります。

○多賀谷委員 どういわゆる「受領し

て、それを支払う」ということになります。

○横田政府委員 これは結局、あるいは最後までやつてみないとわからぬと

いう面があるかもしれません、先ほ

ど中しましたように、これが現金化し得るものでござりますれば、それで一

応よろしい——しかし現金化し得るか

どうかは、いよいよ現金になつてみな

ど中しましたように、これが現金化し得るものでござりますれば、それで一

以上踏み切る勇気を持たれぬようですが、から、私はこれ以上質問いたしませんけれども、もう一回さつきの点をはつまくりしておきたい。それは勧告を聞いたなかった場合は、直ちに独禁法の審判機関の手続に入る、こういうように理解してよろしいですか。

○横田政府委員 大体そういうふうにお考えいただいていいと思います。
○多賀谷委員 最後に私政務次官にお聞きいたしますが、実はこの前、政府の調達をいたします需品あるいは請負に出しますいろいろな工事、このことについてちょっとと私見を述べておいたわけですが、さらに私は下請に関連して意見を述べておきたいと思います。
政府の品物を調達する場合、注文文をする、そうしてさらにそれを下請に親企業が出す、こういうような場合には、親企業は政府から幾らで請けたのだ、こういうことを明示する必要があると私は思う。明示してもいいはずである。政府の予算で初めからはじいたふのですから、私の方はこれは幾らで請けて、利潤を幾ら取つて、そうして幾らで下請に渡す、こういうことを、いやしくも政府の需品関係については、あるいは請負関係についてでははつきり明示してかかるべきだ、かようにも考へるわけでありますが、政務次官としてはどういうようにお考えですか。

したと同様な結果になるのではないか。
うかというふうに考えております。

○多賀谷委員 そうすると政府に聞きます
に行けばはつきり教えますか、それは
間違ありませんか。

○川野政府委員 その点については請
負金額は隠すべきものではないのです
から、それは当然公表すると思いま
す。

○多賀谷委員 と思うでは困るので
す。公表しますかと聞いておるので
す。

○川野政府委員 公表いたすと存じて
おります。

○多賀谷委員 それは公入札だけでは
なくて随意契約も公表される、こうい
うように解釈してもらよいですか。

○川野政府委員 その通りでございま
す。

○多賀谷委員 それではよろしいで
す。

○加藤(清)委員 時間がないようであ
りますから一点だけ質問させていただ
きますが、百貨店法のときもそうでござ
いますし、今度の場合もそうでござ
いますが、近ごろだいぶ公取の仕事が
ふえるようでございます。今まで大
体政府の方針では、公取というのはあ
れは無用の長物である、だからなるべ
く小さくした方がよい、弱体化した方
がよいというので、だんだん骨抜きに
したりとき落したりして小さくしてき
たようであります、今年はどういう
風の吹き回しか、百貨店の審査をした
ら、あれは公取でやるのだということ
で、今度の場合にも、これもよいよ
いけない場合には独禁法の審決による
のだ、こういうような話である。そどう
なりますと、公取の仕事をますます拡

充強化されていかないとできないといふような感じを持つのですが、果してただいまの組織と陣容と予算でもって全国あちらこちらに起りつてあるこの下請代金支払い遅延を円満にやり得る確信がござりますか、それをまずお聞きいたします。

○横田政府委員　ただいま御指摘の点はまことにござつともござります。公取といたしましては、ただいまきわめて少い人員で非常な努力をいたしまして、三年間下請問題を取り組んで参つたわけでござります。さらに今回この法案が幸いに成立しますれば、対象となる下請業者の範囲も非常に広がることでございますので、ただいまの陣容ではどうてい完全な運用をすることは困難ではないかと考えます。もちろん中小企業庁その他の援助も相当期待いたすわけでございますが、何せ公正取引委員会が中心になりまして最後の決断を下すわけでございますので、公正取引委員会の機構の拡充といふことはどうしても不可欠のように考へるわけでございます。われわれいたしましても、この法案の提案と同時にそういう措置をとり得なかつたことをまことに残念に存じますするが、いろいろその後研究をいたしまして、できるだけ近い機会におきまして、その拡充に向いましていろいろな政府の方の了解を得まして、そういう取り運びにいたしたい。今着々いろいろ検討いたしております次第でござります。

○加藤(清)委員　これは最後のきめ手になると思うのです。あなたの方がどんな法律をお作りにならうと、どんなに独裁法を強化なさろうと、その仕事を携わる人が十分にできるような組織

なり、あるいは場所なりが与えられておらないと、仮作って鳥入れだと思うのです。果してできるかできないか、私はできないという見通しと過去の体験を持つております。それを後ほど申し上げまするが、今のこのままの状態では、とてもできないと思うのです。そこで次官は、今のような公取委員長の意見が通産省に申し出られたときには、通産省としては、予算措置をとするなり、あるいは人員をふやすなりという腹はありますか、ありませんか。

○川野政府委員 実はこの側面的の援助につきましては、あらゆる面におきまして協力を申し上げたいといふうに考えております。なお、若干ではございまするが、これに対するある程度の旅費も実は用意いたしております、こういう実情でござります。しかし将来におきましては、さらに側面的に協力していくために、ある程度の旅費等もさらに今後政府に要求いたしまして、目的を完成いたしたい、こういうようになっておる次第であります。

○加藤(清)委員 その旅費とか調査費用等で、たまいま予算に盛つてある費用、それから今あなたのおっしゃいました、将来ふえるであろうと予想される調査費、旅費等は、一体幾らありますか。

○川野政府委員 旅費は大へん少いので恐縮でございますが、実は十五万円程度でござります。これは管内の旅費でございます。ある程度はこの旅費でまかないたい。さらにはかかる方面を兼ねまして調査をする、こういうようなこともありますので、ほかの旅費をある程度利用いたしたい。さらに今後の問題におきましては、実は大蔵省に予

いというふうに考えております。○加藤(清)委員 旅費や調査費がきめ手になるということは、この間うち中小企業の金融の問題を取り扱つた場合にでも、すでに御承知の通りなんですね。第一、中小企業金融公庫が非常に不人気を買つてているというのは、手足がないからだ。かりに手足のある国民金融公庫としても、金融が都会中心になつて、いなかの方に流れていないけは何だといったら、それは旅費がないからだ、調査費がないからだということ答弁なんです。それと同じことがまたぞろここで行われようとしておるが、横田公取委員長ははじめて純情な方ですから、ここで答弁するときだけは、一生懸命にやります、御期待に沿うようになりますとおっしゃる。それでは公取の人へ聞きますが、自分の月給をピンはねしてもそれを旅費に使つていいだけの勇気のある職員が、一体何人おりますか。大体十五万円程度で、全國の旅行がどれだけできますか。その旅費の中には、宿費も入るでございましょう。それだけで、汽車の三等に乗つてどれだけの距離まで行けますか。冗談じやないですよ。そういうことでは、幾らあなたたちがここで抽象論を言って法律をよくお立てになつたとしても、経済面で実行ができないじゃありませんか。だから、予備費があるとおっしゃるならば、こういう問題が起きたときに、一体幾ら追加して出すだけの用意があるかということを私は聞いたのですが、その答えがないのです。

います。しかし中小企業のこの面に對する旅費の数字を申し上げたのでございまして、その他の面の旅費を実は若干用意してございますから、そういうほかの用件も兼ねましてできるだけ協力を申し上げたい。しかしこの法律が通過いたしましたれば、ある程度の旅費等が必要なことは当然でございますから、さらに今後機会がございましたならば、旅費等を要求いたしたいと存じます。なお予備費等から旅費に繰り入れること等がございましたならば、今後検討いたしまして、できる限り御趣旨に沿うようにならいたい、こういうように考えております。

○加藤(清)委員 生産性本部に十億も貸してあるほどの金があつたら——私は十五億と間違えていらっしゃるのじゃないかと思うのですが、十五万円ばかりで公取をいじめたり中小企業をいじめたりせぬで——だから保守

申し上げます。案件によりますと大体二ヵ月くらいでいろいろやつております。ただし從来は大体年度末を目指して計画書を出しておるのでですが、それが経過は大体二ヵ月くらいであります。

○坂根政府委員 その問題は過去において私どもやりましたから、お答えをお請関係の問題で一体どのくらいの日時を要していらっしゃいますか。

三べんなり込みをかけた。三べん目に私が会った。どういうわけかと思うてだんだん話して調べてみたらこういうことがわかった。それは、加藤が通産委員会において東芝の支払いがおそいということをしゃべったのは、これが愛知県の出であるから愛知県の下請が訴えたんだろう。その愛知県はだれかといえば陶器の磯子をそこへ納めておる人がある。この会社を一々東京へ呼びつけ、お前がやつただろう、お前が訴えただらう、こういうことで非常にいじめられた。そこでそうでないと私は答えたにもかかわりませず、そうだと向うが言うて、証拠をくれと。そこで私はこの本委員会の記録を取り寄せようと思つたが、半年も過ぎておるからこの記録がない。やむなく私は倉庫へ入つて、なわで縛つてあるやつを全部切つてその中からより出した。幸い一部あつたので、それを与えた。ところがそれでもなおあの祭りか、ちっともおもしろくなない。こういう結果があつた。とんでもない、とばかりなんです。何も瀬戸の人なんかがそんなことを私に訴えただけじゃない。名古屋の人はそんなことを言いませんよ。名古屋の人はみんな人間がおとなしい。たしかれたらたしかれながらそのそにすがつてますよ。冗談じゃないといわなければならぬ。大企業なるがゆえに仕事を与えてやる、まるで昔のお殿様が祿高を与えておるような気持になつておる。こういうものを今のような考え方、今のようなやり方でどうしてはつきりと取り締まることができるだらうか。今のような公取委の組織と陣容と、十五万円の

経費で、一体何べん瀬戸まで調査にかかりますか。冗談じゃないといわなければならぬ。だから私はあえて言うのだが、せめてもそつと経費などはできるだけからやりなされと言ふのだ。この点いかがでござりますか。こういう問題が将来も起きぬとは限りません。公取委員長は公表すると言うのだから必ず起きましょう。起きましたときには公取委及び通産省としては下請を守るためには具体的措置をとるかとならないかはっきりと承わりたい。

○横田政府委員 先ほど申し上げましたように、これは下請業者からの垂れを待つてやります場合にはそこにいろいろな誤解を生ずるおそれもござりまする。したしますので、大体現在までにおきましても年に定期的にある範囲の会社を対象といたしまして、公取委がむしろ自発的に調べるという形をとつて参りましたし、今後も大体あの下請の定義にはまりまする会社が一千万円以上のものは大体三千から四千の間になりますので、その会社を年に何回か順繕りに調べていく、悪いもののは特に詳細に調べるというふうに一応全部に網をかけまして、この問題を徹底的に調べていきたいというふうな考え方を実はいたしておるわけでございます。そうなりますと先ほど申し上げましたように非常に問題が広範になりますので手不足ということにもなりますが、さてもしそういうやり方にもかかわらず、先ほどおつしやったようなものが出て参りました場合には、これが御承知のように公取としましては独禁法上の規定に基づく制規の処置をとるよりほかに仕方がないわけでございますが、もし今ここでそういうことを

理由に取引を拒絶いたしました場合に、いわゆる一種のボイコット、不公正の取引方法の一種として取り扱うことができるかどうか、これは法律上いろいろ疑問もございましょうが、しかしこの点はよく検討いたしまして、不公平な取引方法に該当するということになりますれば、さらにその点をつて競企業に臨むことができると思っております。

○加藤(清)委員 これは完全に不公正取引のケースに当てはまる模範例でございます。それを今から研究しなければわからないなんてそんな手ぬるいことをおっしゃらぬでもいい。そう言つたら今度は横田委員長が東芝からガンとやられたとか、あるいは通産大臣からガンとやられるというのだったらこれはもう法律を作らぬ方がいいのです。こういうことだつたらせっかく作った法律は——正しい者の味方になつて正しい者の保護になるところに初めて法律の意義がある。それが行われない、もしその法律通りやつたならば、正しいことをやつたらそいつがお蔭でガンとやられるという事になるなら、もうそんなものはなきにしかずです。そこで私はいかなることがあろうとも、なくなり込みがかけられようとあくまで正しいと思うことは、しかも中小企業がそれで救われるということであるならば徹底的にやります。

さて最後にお尋ねしたいことは、ただいま通産大臣いらっしゃらないが、次官御在じの通り、金融というものは非常に緩和されてきておる。預金の額もふえた、だから金利も下げましょ、う、要すれば貸してあげましょ、商工中金にも金がだぶついたというよう

なことで、ほんとうはだぶついておるはずなんです。にもかかわらずこの親企業から下請に支払われる金の支払いの傾向だけはどこ吹く風かというので、これをよそに見ながらもどんどん延びているのが実態のようです。しかもその九十日とか百五十日というのがまるで商習慣のようになつておるようでござります。これに対してあなたちは一体どうしようと考えていらっしゃるか、これほど金融は緩和されてきて、金融の困難であつた終戦直後ならいざ知らず、こうなつてきたら当然親企業の支払いも緩和されてしまふべきだと思ひますのに、それが逆行されて、あたかもここに新しい商習慣が成されようとしておるのでござりますが——おそらく払うほどいいのだというような気持のもとに、悪い商習慣が形成される、あたかもここに新しい商習慣をあなたの考え方と合わせて比較してみて下さい。私はこうすれば一番簡単だと思う。公取の委員長はさつき手形を渡したらそれで支払つたことにするのだとおっしゃつた。それが百二十日であろうとお産であろうと何でもよろしい、日にちを長く書きたかったら書かしておいたらい、しかしその際それを割り引いたところの割引料は、当然なんだから全部親企業持ち、これは当然ですよ。すでにもらえる金をまたもらわぬでおるのだから、その手形の割引料は親企業持ち、これを一ヵ条だけつけ加えてごらんなさい。あるいはきょうごとの会議において附帯決議をつけたところを附記しておきたい。

○川野政府委員 一般的金融が非常に緩和しておるにかかわらず、手形取引等におきまして相当期限の長い手形が振り出されておりますことは、まことに遺憾千万であると存じております。ゆえに通産省いたしましても、機会あるごとに、こういう問題の解消に努力いたしたい、こういうふうに考えておる次第であります。ただいま仰せの手形の割引料を親会社に負担させたらどうか、こういう御意見でござりまするが、こういう点につきましては、実はそういうことがさらに関企業者と下請業者との摩擦の焦点にもなるようなこともありますからと考えますので、この問題につきましてはさらに検討させていただきたいと存じます。

○神田委員長 これにて質疑は終局いたしました。引き続き本案を討論に付します。討論の通告がありますから順次これを許します。小平久雄君。

○小平(久)委員 私は自由民主党を代表いたしまして、本法案に賛成の意を表したいと存じます。

このきわめて困難であり、複雑でありかつまた微妙であるところの下請の問題について、たとその一部の問題ではありますが、代金の支払い問題、これに法的な措置を講じようという努力を払われましたことにつきましては、多大の敬意を表するものであります。ただししながら下請問題にとりまして一番根本的な問題は、單にこの取引の結果としての代金の支払いを促進するばかりでなく、むしろ親企業から下請事業に投注するところの作業の量、これが恒常的というか、一定量

ある程度長く続いて行われる、つまり安定を持たせなければならぬ。さらにまた発注の値段自体がむしろより基本的な問題であろうと思います。本法案はむしろこういったことには手をつけずに、取引の結果としての代金の支払いを促進しようという使命のようでございます。そういう面について、今後とも当局において何らかの具体的な処置を講ぜられるよう、この際希望をしておきたいと思うのでござります。

さらにもう一つこの法案を見まして感じますことは、法案の骨子とも称すべき下請関係という観念 자체が、法的に認められたのは初めてであります。そういう関係で、あるいは製造委託といい、あるいは修理委託といっておりますが、こういう関係がなかなか一般には理解しがたいものがあるのじゃないか、そういう点についても、本法の施行についてはこれが周知方に努力をお願いしたいと私は思うのであります。

それから次には、本法の適用を受けれる場合は、親事業としては一千万以上の場合、下請事業としては一千万以下の場合といふ一線が画されております。このことは立法技術的にやむを得ないところだと思いますが、本法だけをもつていたしますと、より零細なる下請事業者、つまり一般の場合について考えますと、あるいは第二次あるいは第三次といったような零細の下請業者の立場にある場合、しかも親たるもののが一千万以下であるという場合が非常に多いと思います。特に織物等の関係においては、そういう場合が多いと思

うのですが、そういう場合には本法の適用がないという関係になるので、ほんとうに下請関係ではありますが、零細なる企業者の下請関係にはあまり及ばぬ場合が実際問題として多いと思います。この点については、今後適切なる処置を望みたいと思うのであります。

それから各委員から論じられておることであります。本法の施行が下請事業者に逆効果を及ぼすというようなことも考えられると思います。従つてそういうことのないようになつた本法の施行に当りますは、十分の注意をお願い申したいと思います。

以上の諸点についての当局の善処を要望いたしまして、本法案に賛意を表する次第であります。

○神田委員長 次は田中武夫君。

○田中(武)委員 私は日本社会党を代表いたしまして、本法案に賛成の意見を、若干の希望をつけながら申し上げたいと思います。

本法案は、昨日衆議院の本会議を通過いたしました百貨店法案とともに、中小企業保護のための画期的な立法とも言えるのであります。百貨店法案とともに、わが社会党が昨年の二十二国会に提出したのが、今日この法案が政府案として出された動機を作ったものと考えるのであります。現在の内閣がこの画期的な法律を提出するという動機を与えたのがわが社会党であるということに対しても、われわれは一つの優越感を感じておるわけであります。

しかしながら私この法案の最初に質問をいたしましたときにも、羊頭を掲げて狗肉を売る観があると申しましたが、必ずしも本案をもつて満足してい

代金の遅払いの状況は、何回もいわれているよう、いわゆる台風手形、お産手形といったような長期のものが出来ております。下請企業としては、百万円以上の金額を親企業に貸して、自分は五錢以上の日歩のつく金を借りて、いるというような実情であります。この法案の目的とするところは、このようなはなはだしくひどいものを取り締まることに置かれておりますが、こういうような状態をなくすことが望ましいことは言うまでもないのであります。従いまして、このような状態がかなりよう行政的な措置が強力に行われることが望ましいと思います。本法案の所期の目的が達せられるかどうかと、あるいは第六条の中小企業庁長官の第二号、下請企業の給付を受領したのち下請代金を遅滞なく支払わないこと、あるいは公正取引委員会の活動にかかる請求の項におきましても、求めることができるように抽象的な規定を、発生いたしました事態に対しても、どのように具体的に適用していくかということになつておる。この抽象的な規定を、生いたしました事態に対しても、どのように適用していくかといふことを、委員会は、何回も本委員会において論ぜられたように、現在の政府の経済政策から見た場合は、その一角々々が切りきずされていて、どうな観があつて公正取引委員会の活動にかかるのでござります。ところが公正取引委員会は、何回も本委員会において論ぜられたように、現在の政府の経済政策から見た場合は、その一角々々が切りきずされていて、どうな観があつて公正取引委員会の活動にかかるのでござります。ところが公正取引委員会は、何回も本委員会において論ぜられたように、現在の政府の経済政策から見た場合は、その一角々々が切

いうことに対しても、われわれとしては、相当危惧を感じざるを得ないのです。従いまして今後は公正取引委員会の機能の強化、予算、人員等についても画期的の配意を願いたい、このように考へるわけあります。

またわれわれが最初から心配をしておりましたのは、親企業が破産になると、は会社更正法に基づく手続を開始しな場合の下請企業の債権の保護の問題であります。下請代金についての先取権を認めると、私昨日質問いたしました際に、通産大臣及び公正取引委員長は、よりその事情はわかつてゐる。従つてよく研究して近く改正するといつたようですが、意向のあることが明らかにせられましたので、その点はその答弁を信頼して、より一そとの改正強化をしていただくことを望むわけでござります。

最後に、下請企業が経済的な地位向上していく、親企業と対等の契約ができるようになることが、本法の目的的な、根本の問題だと考えますので、政府といたしましては、下請企業の組織化、育成について、よりその善処を望いたしまして、私の賛成の討論を終りたいと思います。

○**神田委員長** これにて討論は終局となりました。下請代金支払遅延等防止法案について採決いたします。本案は賛成の諸君の起立を求めます。

〔総員起立〕

○**神田委員長** 起立総員。よつて本案は原案の通り可決すべきものと決しました。

ただいま小平久雄君より、自由民主

まず提案者より趣旨の説明を求めます。小平久雄君。

○小平(久)委員 私は自由民主党及日本社会党を代表いたしまして、本案に対する附帯決議案を提案いたしました。

まず、案文を朗読いたします。

一、政府は、親事業と下請事業と関係の現状に鑑み、本法第四条規定する各項を遵守せしめる規定、第六条、第七条及び第九条规定を積極的且つ機動的に運用るとともに、私的独占の禁止及公正取引の確保に関する法律の規定による不公正取引の取締りを充分に運用し、両々相俟つて遺憾なきを期すべきである。

二、中小下請事業の経済的基盤の化は、本法の実施のみをもっては完璧を期し難いので、今後これが目的達成のため、政府はに一段の努力を払うべきである以上であります。内容は委員会にて論議された各位の論旨を取りまとめたようなものでありまして、別段説明申し上げるまでもないと思ひます。どうか全会一致の御賛成をお願いと存じます。(拍手)

○神田委員長 お諮りいたします。案に小平久雄君御提案の通り附帯決議案に御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○神田委員長 御異議なしと認めす。よつて本案には小平久雄君御提案の通り附帯決議を付することに決しました。

ま案ま 議本 いま御とお。更こし強 の十規びすのたにの た法ひ ま し本

この際川野通商産業政務次官より発言を求められておりますのでこれを許します。川野通商産業政務次官。

○川野政府委員 ただいま附帯決議が満場一致可決されたのでござりますが、政府といたしましても決議の趣旨を尊重いたしまして、できるだけ御希望に沿いたいと存する次第であります。

○神田委員長 お諮りいたします。本案に関する委員会報告書の作成につきましては委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
○神田委員長 御異議なしと認め、さよう決定いたします。

本日はこの程度にとどめ、次会は明二十六日午前十時より開会することとし、これにて散会いたします。

午後零時三十二分散会

〔参考〕

下請代金支払遅延等防止法案に関する報告書(内閣提出)
〔別冊附録に掲載〕

昭和三十一年四月二十八日印刷

昭和三十一年四月三十日發行

衆議院事務局

印刷者 大藏省印刷局